

令和 8 年 6 月 26 日
事業者名：アニバーサリー観光
代表者名：時乗 幸生
住 所：山口市秋穂東 1705 番地 4

行政処分に伴う改善状況の報告

当事業、一般貸切旅客自動車運送事業に関し、令和 6 年 11 月 6 日、同年 11 月 27 日、令和 7 年 1 月 14 日及び同年 1 月 20 日に実施された監査時において、道路運送法等の関係法令に違反するとの指摘を受け、令和 8 年 6 月 25 日付で行政処分を受けました。行政処分につきまして、お客様、お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

処分内容を厳粛に受け止め、法令遵守を最優先とした事業運営を行うため、以下のとおり改善措置及び再発防止策を実施しましたので報告いたします。

記

違反事実・具体的内容及び原因並びに改善措置

(1)違反事実：届け出た運賃・料金によらないで運賃・料金を収受していた

【処分日車数 60 日車】 初違反（道路運送法第 9 条の 2 第 1 項）

内 容：国内旅客との契約により実施した令和 6 年 9 月 23 日の運行について、届け出た運賃・料金の下限額を下回る運賃・料金で契約を行い、その額を収受していた。

原 因：見積りの際の、運賃計算の距離の入力に誤りがあった。実際の距離より短い距離で運賃を算出してしまった。また、運行終了後に実際に走行した距離と時間ではなく、見積り通りの金額を請求・収受したため、下限額を下回ってしまった。

改善措置：見積りでバス運賃を算出する際に、より正確な位置情報を用いて、数字を手入力せずに運

賃を算出できるよう、利用ソフトの買い替えを行った。また、運行終了後に必ずデジタル
タコグラフの距離と時間の記録をもとに運賃を再計算し、請求を行うようにした。

(2)違反事実：許可を受けないで自動車車庫を設置していた

【処分日車数 40 日車】 初違反（道路運送法第 15 条第 1 項）

内 容：令和 6 年 4 月頃から、運転者の負担軽減のため、早朝に山口県下関市で配車する運行につ
いて、前日にバスを細江町駐車場(有料)(山口県下関細江町 2 丁目 8)に移動させて、近隣ビ
ジネスホテルでの休息をとり、当日はそこから出庫するというように、当該場所を認可受
けることなく車庫として使用しており、令和 6 年 10 月 7 日～11 月 7 日までの間において
も確認された。

原 因：早朝出勤による乗務中の疲労防止が最優先だと思い込み、配車場所周辺で、駐車場を借り
て現地入り、周辺宿に前泊まりをさせていた。

改善措置：早朝勤務の際、乗務中の疲労予防のために、交替運転手を配置して、運転手 2 名

以上で運行させてもらえるようお客様に交渉する。運転手が無理のないようにシフトが組め
るように運転手を増員した。より快適な休憩・休息ができるよう休憩仮眠施設の増設を行
う。通勤距離が長い運転手の早朝出勤の際は自社の休憩仮眠施設で休息して、自社から出庫
するように徹底した。

(3)違反事実：運送引受書を交付していなかった

【処分日車数 60 日車】 初違反（道路運送法第 27 条第 3 項)(旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条

の 2 第 1 項)

内 容：令和 6 年 10 月 25 日から 10 月 26 日にかけての国外旅客について運送引受書を交付してい
なかつた。

原 因：直前まで旅客の行程(立ち寄り場所と時間・休憩場所と時間)が未確定で連絡も取れなかつ
たため、運送引受書を出さなかつた。

改善措置：運送行程が未確定の運送は引き受けない。

(4) 運送引受書の記載に不備があった

【警告】 初違反 (道路運送法第 27 条第 3 項)(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 1 項、第 2 項)

内 容：運送申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他連絡先「運送を引き受ける貸切
バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡
先」及び「運送申し込みに係る乗車人員」の記載漏れがあった。

原 因：申込者または自社で記載する箇所について、記入が漏れていたことに気が付かずに文書を保
管してしまった。記入に関する対応は運行管理者 1 名で行っていた。

改善措置：運送申込書・運送引受書の確認は運行管理者同士でダブルチェックを行い記入漏れがないよ
うにする。

(5) 点呼を確実に実施していなかった

【処分日車数 40 日車】 初違反 (道路運送法第 27 条第 3 項)(旅客自動車運送事業運輸規則第 24

条第 1 項、第 2 項)

内 容：令和 6 年 10 月 7 日から 11 月 7 日までの運転者 A・B・C に係る点呼の実施状況を調査し

たところ、A に対する一部の点呼を適切に実施していなかった。

原 因：A に対する一部の点呼が適切に実施・保存できていなかった。

改善措置：点呼の確認事項をマニュアル化して、確認事項の漏れがないようにした。

点呼が終わった際に記録された動画と記録を運行管理者と運転手でダブルチェックする。

(6)点呼の記録を確実に行っていなかった

【処分日車数 40 日車】 初違反 (道路運送法第 27 条第 3 項)(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条

第 5 項)

内 容:令和 6 年 10 月 7 日から 11 月 6 日までの運転者 A・B・C にかかる点呼の記録状況について調

査したところ、運転者 A の令和 6 年 11 月 3 日の業務後の点呼について、適切に実施したものの

点呼の記録を行っていなかった。

原 因：点呼ソフトで、最後の【確認】ボタンを押し忘れて、記録ができていなかった。記録が保存で

きていることの確認を行っていなかった。

改善措置：【確認】ボタンを押すときに指差し呼称を行い、点呼完了の画面が出たら「点呼完了」と声に出

すこととした。

点呼が終わった際に記録が保存されているか、運行管理者と運転手でダブルチェックする。

(7)点呼の記録の記録事項に不備があった

【警告】 初違反 (道路運送法第 27 条第 3 項)(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 5 項)

内 容：令和 6 年 10 月 7 日から 11 月 6 日までの運転者 A・B・C にかかる点呼の記録の記載状況について調査したところ、「点呼を行った者」の記載漏れ、「点呼を受けた運転者等が従事する運行業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示」の記載誤りがあった。

原 因：点呼ソフトでの入力漏れに気が付かずに保存してしまった。自動車登録番号の誤入力に気が付かず保存してしまった。

改善措置：点呼が終わった際に点呼の記録の記載状況について、記入漏れや誤りがないか、運行管理者と運転手でダブルチェックする。

(8)運行記録計による記録を確実に行っていなかった

【処分日車数 30 日車】 初違反 (道路運送法第 27 条第 3 項)(旅客自動車運送事業運輸規則第 26 条第 1 項)

内 容：令和 6 年 10 月 7 日から 11 月 6 日までの運行記録計による記録の実施状況について調査したところ、運転者 A の令和 6 年 10 月 29 日の運行にかかる「営業所から山口県下関市細江町 2 丁目 8 まで」の回送部分について、運行記録計の記録が行われていなかった。

原 因：デジタルタコグラフの記録ができていなかった。

改善措置：デジタルタコグラフ、関連ソフトがきちんと作動しているか、出発前・直後に運行管理者が

管理画面で確認する。

(9)乗務員等台帳の記載事項の不備があった

【警告】 初違反 (道路運送法第 27 条第 3 項)(旅客自動車運送事業運輸規則第 37 条第 1 項)

内 容：乗務員等台帳の記載事項について調査したところ、「作成番号及び作成年月日」「運転免許証の有効期限」の記載漏れがあった。

原 因：台帳への記載が漏れに気が付かず、保管した。

対 策：すべての記載不備がないように記入した。内部監査で書類の確認を行う。

以上

行政処分の内容

事業用自動車の使用停止 270日車(2両×68日、2両×67日)

(令和8年6月25日から令和8年8月30日及び31日まで)

この度は多大なるご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

皆さまに安心してご利用していただける貸切バス会社として二度とこのようなことが起こらないよう、全員で改善します。

令和8年6月26日 アニバーサリー観光 代表 時乗 幸生